

自転車の交通反則通告制度について

自転車による交通違反に対して導入が検討されている反則金について、**令和6年11月1日より、16歳以上の自転車危険運転を対象に取り締まりを開始する。**

交通マナーの向上と事故防止が目的で、**軽微な違反に「青切符」を交付し、反則金を納めれば刑罰を科さない仕組み**。乗用車などでも既に制度化されている。

警察庁は、原付きバイクの免許などが取得できる16歳以上は交通ルールについて最低限の知識があると判断。反則金の対象も16歳以上としている。**携帯電話を使いながら走るなどの「ながら運転」も道交法で全国一律に禁止しており、対象となる違反は100種類余り**で、事故につながるおそれのある重大な違反行為が取り締まりの対象となる。交通ルール順守の促進が目的のため、指導や警告を原則とし、警告に従わない場合や歩行者にケガを負わせる危険を生じさせるなどした場合に限り、青切符を交付する。

酒酔い運転など悪質な約25種類は、これまでと同様に刑事処分の対象となる**「赤切符」**で対応する。

青切符の対象

信号無視(6000円)、右側通行や自転車特有の「歩道における通行方法違反」(6000円)、遮断踏切立ち入り(7000円)、携帯電話の使用…通話や画面注視(12000円)など

赤切符の対象

酒酔いや酒気帯びなどの飲酒運転、携帯を使いながら事故につながる危険な運転

※16歳以上の自転車利用者は、自転車の交通ルールと違反についてよく調べておくないと、反則金の納入を求められるケースも考えられます。